

宮城県農業農村整備事業等地質・調査業務共通仕様書 新旧対照表 (平成27年10月)

<改正後>	<現 行>
<p style="text-align: center;">宮城県農業農村整備事業等地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第1節 総 則</p> <p>第1-1条 【略】</p> <p>第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(8) 【略】 (9) 「契約書」とは、「建設工事に係る調査測量等の契約の取扱いについて」(<u>平成27年3月25日付け出契第1515号副知事依命通達</u>)の別紙委託契約書をいう。 (10)～(32) 【略】</p> <p>第1-3条 ～ 第1-5条 【略】</p> <p>第1-6条 管理技術者 1～2 【略】 3 【略】 (1) 【略】 (2) 地質調査業者登録規程第3条1号ロに規定された技術管理者の認定を受けた者。 【削る】 【削る】 【削る】 【削る】</p> <p><u>(3) 大学卒で業務に関して実務経験18年(短大・高専卒23年, 高校卒28年)以上の者。なお、実務の経験とは、業務工期の月数を積み上げた年数ではなく、調査業務に従事している年数とする。</u></p> <p><u>(4) その他、特記仕様書で規定ある者。</u></p> <p>4～6 【略】</p> <p>第1-7条 ～ 第1-36条 【略】</p> <p style="text-align: center;">第2章 地形、地質踏査～第12章 解析等調査業務</p> <p>【略】</p>	<p style="text-align: center;">宮城県農業農村整備事業等地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第1節 総 則</p> <p>第1-1条 【略】</p> <p>第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(8) 【略】 (9) 「契約書」とは、「建設工事に係る調査測量等の契約の取扱いについて」(<u>平成25年3月27日付け出契第1459号副知事依命通達</u>)の別紙委託契約書をいう。 (10)～(32) 【略】</p> <p>第1-3条 ～ 第1-5条 【略】</p> <p>第1-6条 管理技術者 1～2 【略】 3 【略】 (1) 【略】 (2) 地質調査業者登録規程第3条1号ロに規定された技術管理者の認定を受けた者。 <u>イ 業務に関して実務経験30年以上の者</u> <u>ロ 大卒または高等専門学校卒で、業務に関して実務経験20年以上の者</u> <u>ハ 指定部門外の技術士試験合格者で、業務に関して実務経験10年以上の者</u> <u>ニ R C C M資格試験に合格した後、業務に関して技術管理者や有資格技術士の下での実務経験5年以上の者</u></p> <p><b>【新設】</b></p> <p><u>(3) その他、特記仕様書で規定ある者。</u></p> <p>4～6 【略】</p> <p>第1-7条 ～ 第1-36条 【略】</p> <p style="text-align: center;">第2章 地形、地質踏査～第12章 解析等調査業務</p> <p>【略】</p>